

# 小・中学校設置基準の制定と 高校設置基準の全部改正

佐々木 享

## 小・中学校設置基準の制定

学校教育法第3条は、文部科学省(文部省)が「学校の種類に応じ」「設備、編制その他に関する設置基準」定めることを規定している。実際には小・中学校の設置基準だけは未制定だった。この怠慢ともいべき状況は1947年以来56年間も続き、去る2002年3月28日によくやく小・中学校の設置基準が制定された(施行はその翌月の4月1日)。

設置基準未制定の最大の理由は、敗戦後の経済状況が極度に悪い状況のもとで新学制を発足しなければならなかったところにあった。とくに新制中学校については、学校の体裁を重える最低水準の設備、編制で出発しなければならなかつたので、とうてい望ましい設備、編制の基準を制定することなど出来なかつたのである。しかしその後は経済状況が好転して小・中学校の設備、編制を充実させる機会が多くあつたにもかかわらず、改善されないままに放置されてきた。

今回制定された設置基準に盛られた水準は現実をむしろ下回っている。ほんの一例をあげると、現行の学校教育法施行規則でさえ、中学校の教員定数を1学級当たり2名という「理想像」を掲げているのに、中学校設置基準は教員定数を1学級当たり1名という驚くべき低水準に設定している。現在の教育条件の水準は別の法規で担保されているので、この設置基準に基づいて教育条件が直ちに悪化するわけではない。しかし、悪化する可能性への歯止めがなくなっていることには留意すべきであろう。

## 水準を低下させた高校設置基準の全部改正

高等学校設置基準は、高校発足直前の1948年1月に制定され、そのご折々に改正されてきたが、2004年3月31日にその全文が改正された(施行は同4月1日)。

改正点は多岐にわたつてゐるが、その基調は大綱化・弾力化である。旧設置基準は敗戦後の占領下に制定され、高校教育の水準低下をおそれた占領軍の意向が強く働き、弾力的な運用を認める条項がなかつた。今次改正は地方自治体による弾力的な運用が可能になつたかに見えるが、実情は教育水準低下への歯止めがなくなつたことを意味する。

例えば、高校の編制の根幹となる教員定数が著しく低くされ、実習助手の定数の定めがなくなったこともそうである。現在は、教員や実習助手の定数は、実際にはいわゆる高校標準法の数値が基礎とされており、それが地方交付税の積算の基礎となつてゐる。そのため、この改正により直ちに実害が生ずるとは考え難いが、財政難を理由として水準が低下されるおそれがあることを指摘しておく。(もともと、いわゆる高校標準法の定めている定数は高等学校設置基準の数値より低い。)

## 設置基準改正の意義

旧学制期には学校の設置認可が文部省の役人のさじ加減に任されていたことへの反省から、設備、編制につき各学校が具備すべき最低の基準を公表する、とした点に設置基準制定の意義があつた。今次改訂は設置基準の意義を根本的に変質させるものというほかない。

(ささき・すすむ 技術教育研究会常任委員)